



2水管第386号
令和2年5月22日

(一社)大日本水産会 会長 殿

水産庁長官



漁業者に新型コロナウイルス感染者が発生したときの対応及び事業継続
に関する基本的なガイドラインの改正について

漁業関係者の皆様におかれましては、3月13日に発出いたしました「漁業者に新型コロナウイルス感染者が発生したときの対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」に則り事業を継続することにより、食料の安定供給にご協力いただき、誠にありがとうございます。

この度、本ガイドラインについて、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態宣言の対象地域の縮小や「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づく関係団体等による業種ごとのガイドラインの作成が進んでいる中で、行政機関が作成するガイドラインや関係団体等が作成する業種ごとのガイドラインにおいて表現の統一化を図ることが望ましいことから、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）等で用いられている表現を参考に改正を行いましたので、改めて貴団体傘下会員・組合員の皆様に周知していただき、緊急事態宣言が延長された中で引き続き事業を維持し、食料の安定供給にご協力いただきますようお願い致します。